

## 岩見沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の概要

### 第1 改正の趣旨

義務教育課程の弾力的な運用を図るほか、教職員が児童生徒の9年間成長過程を共有することができる体制を構築することにより、柔軟で効果的な教育活動を実践することができる環境を整備するため、岩見沢市立栗沢小学校及び岩見沢市立栗沢中学校を統合し、新たに義務教育学校である岩見沢市立くりさわ学舎を設置する。

### 第2 改正の内容

- (1) 別表中、岩見沢市立栗沢小学校及び岩見沢市立栗沢中学校に関する規定を削除するとともに、新たに義務教育学校に関する規定を追加する。
- (2) 義務教育学校の設置に伴い、関係条例中の規定の整理を行う（附則第2項から第8項まで関係）
  - ① 岩見沢市災害遺児手当支給条例（昭和47年条例第8号）
  - ② 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）
  - ③ 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）
  - ④ 岩見沢市農産加工施設条例（平成6年条例第2号）
  - ⑤ 岩見沢市農村体験公園条例（平成18年条例第24号）
  - ⑥ 岩見沢市立学校通学区域審議会条例（昭和42年条例第11号）
  - ⑦ 岩見沢市立学校給食共同調理所設置条例（昭和41年条例第5号）

### 第3 施行期日

令和7年4月1日

# 岩見沢市条例第 24 号

岩見沢市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 11 日

岩見沢市長 松野 哲

## 岩見沢市立学校設置条例の一部を改正する条例

岩見沢市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「及び別表第 3」を「、別表第 3 及び別表第 4」に改める。

別表第 1 岩見沢市立栗沢小学校の項を削る。

別表第 2 岩見沢市立栗沢中学校の項を削る。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 1 条関係）

義務教育学校

名称	位置
岩見沢市立くりさわ学舎	岩見沢市栗沢町南幸穂 6 6 番地 1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（岩見沢市災害遺児手当支給条例の一部改正）

2 岩見沢市災害遺児手当支給条例（昭和 47 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「及び中学校に新入学」を「、中学校若しくは義務教育学

校の前期課程に入学し、又は義務教育学校の後期課程に入学し、若しくは進級」に改め、同条第3号中「中学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

(岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第11条中「、小学校」の次に「及び義務教育学校の前期課程」を、「その他小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第27条第3項中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

第18条第1項各号列記以外の部分中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程(以下この条において「小学校等」という。)」を加え、同項第1号及び第2号中「小学校」を「小学校等」に改め、同条第2項中「小学校」を「小学校等」に改める。

(岩見沢市農産加工施設条例の一部改正)

- 5 岩見沢市農産加工施設条例(平成6年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表毛陽農産加工実習体験センターの部ジュース加工の項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(岩見沢市農村体験公園条例の一部改正)

- 6 岩見沢市農村体験公園条例(平成18年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

(岩見沢市立学校通学区域審議会条例の一部改正)

- 7 岩見沢市立学校通学区域審議会条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(岩見沢市立学校給食共同調理所設置条例の一部改正)

- 8 岩見沢市立学校給食共同調理所設置条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。